

一般社団法人文理シナジー学会研究倫理審査委員会運営要領

一般社団法人文理シナジー学会研究倫理審査委員会

一般社団法人文理シナジー学会研究倫理審査委員会規約（以下「委員会規約」という。）に基づき、研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

1. 委員会の開催に関する事項

(1) 委員会は、必要に応じて開催される。

2. 審査対象とする研究に関する事項

(1) 学会員が行う、人を対象とした研究を審査対象とし、研究計画の科学・倫理の両面を審査の対象とする。ただし、傷病の病態、診断、治療等に関する医学系研究や、侵襲（軽微な侵襲を除く）を伴う研究は本委員会の審査の対象としない。

(2) 研究倫理審査は、本来、研究者が所属する研究倫理審査委員会等で実施されるべきであり、会員が所属する機関に研究倫理審査委員会が設置されていない等、やむを得ない理由で研究倫理審査を受けることができない場合において、本委員会の審査の対象とする。

(3) 研究倫理審査の申請は、研究開始前に行う。

(4) 申請者（研究責任者）は、申請日の1年以内に研究倫理教育の受講をしなければならない。

3. 審査内容及び基準に関する事項

(1) 委員会では、研究倫理審査依頼書、研究倫理審査申請書及びその他の添付資料（研究計画書を含む）に基づき、研究が科学的合理性と倫理的妥当性を有するか否かを審査する。

(2) 委員会は審査をした結果、委員会規約第6条にそって判定する。条件が満たされたと認められる研究計画を承認する。

4. 申請書等の事前確認に関する事項

(1) 委員長は、研究倫理審査申請書等を事前に確認するため、委員会規約第4条に規定する委員のうちから若干名の委員を指名することができる。

(2) 指名された委員は、研究倫理審査申請書等の内容を確認し、委員会における審査に資料が必要と認められる場合には、事務局を通じて、申請者に必要な資料の提出を求

めることができる。

5. 多機関共同研究に関する事項

- (1) 多機関共同研究に係る研究計画書については、原則として主となる研究機関の倫理審査委員会による審査を申請する。

6. 不服申立に関する事項

- (1) 申請者（研究責任者）は審査結果に対して、具体的な理由を付して異議申立を行うことができる。
- (2) 異議申立は、結果の報告を受けてから 14 日以内になされなければならない。

7. 経費に関する事項

- (1) 審査料として 5000 円を支払う。

8. 申請者（研究責任者）の責務

- (1) 申請者（研究責任者）は、本申請に則して適切に研究を遂行する責任を負う。
- (2) 委員会は、申請者（研究責任者）が本申請に反していることを知り得た場合は、その件を理事長に報告する。

9. 審査有効期間に関する事項

審査有効期間は承認を受けてから研究終了日までとする。承認期間は最長 5 年である。申請者は、終了時には遅滞なく終了報告書（様式 E）を委員会に提出する。終了日が 5 年を超える場合は再度審査を必要とする。

附則

この運営要領は、2025 年 4 月 1 日から施行する